

1956年の国際捕鯨取締条約議定書の現状

1956年11月19日ワシントンにおいて

オーストラリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フランス、アイスランド、日本、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、南アフリカ、スウェーデン、ソビエト社会主義共和国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、及びアメリカ合衆国により署名された

国際捕鯨取締条約議定書の現状

締約政府	批准書の寄託日	加盟書の受理日	効力発生日
アンティグアバーブーダ			1982年7月21日 <sup>14</sup>
アルゼンチン <sup>38</sup>		1960年5月18日 <sup>1</sup>	1960年5月18日
オーストラリア <sup>36</sup>	1957年4月8日		1959年5月4日
オーストリア			1994年5月20日 <sup>14</sup>
ベルギー		2004年7月14日	2004年7月14日
ベリーズ <sup>23</sup>			1982年7月15日 <sup>14</sup> 2003年6月17日 <sup>14</sup>
ベナン			2002年4月26日 <sup>14</sup>
ブラジル <sup>37</sup>	1959年5月4日		1959年5月4日 <sup>2</sup> 1974年1月4日 <sup>3</sup>
ブルガリア		2009年8月10日	2009年8月10日
カンボジア			2006年6月1日 <sup>14</sup>
カメルーン			2005年6月14日 <sup>14</sup>
チリ <sup>47</sup>		1992年2月5日	1992年2月5日
中国			1980年9月24日 <sup>14</sup>
コロンビア		2011年3月22日	2011年3月22日
コンゴ共和国			2008年5月29日 <sup>14</sup>
コスタリカ			1981年5月6日 <sup>14,15</sup> 1981年7月24日 <sup>14</sup>
コートジボワール			2004年7月8日 <sup>14</sup>

1956年の国際捕鯨取締条約議定書の現状

締約政府	批准書の寄託日	加盟書の受理日	効力発生日
クロアチア		2007年1月10日	2007年1月10日
キプロス		2009年4月21日	2007年2月26日
チェコ共和国		2005年1月24日	2005年1月24日
デンマーク	1957年7月26日		1959年5月4日
ドミニカ連邦			1981年7月9日 <sup>14,19</sup> 1992年7月18日 <sup>14</sup>
ドミニカ共和国			2009年7月30日 <sup>14</sup>
エクアドル <sup>27</sup>			1991年5月2日 <sup>14</sup> 2007年5月10日 <sup>14</sup>
エリトリア			2007年10月10日 <sup>14</sup>
エストニア		2009年1月7日	2009年1月7日
フィンランド <sup>48</sup>		1983年2月23日	1983年2月23日
フランス <sup>33</sup>	1958年4月14日		1959年5月4日
ガボン			2002年5月8日 <sup>14</sup>
ガンビア			2005年5月17日 <sup>14</sup>
ドイツ <sup>34</sup>		1982年7月2日 <sup>18</sup>	1982年7月2日
ガーナ			2009年7月17日 <sup>14</sup>
グレナダ			1993年4月7日 <sup>14</sup>
ギニア			2000年6月21日 <sup>14</sup>
ギニアビサウ			2007年5月29日 <sup>14</sup>
ハンガリー			2004年6月1日 <sup>14</sup>
アイスランド <sup>25,30,50</sup>	1956年11月23日		1959年5月4日
		2002年10月10日	2002年10月10日
インド			1981年3月9日 <sup>14</sup>
アイルランド			1985年1月2日 <sup>14</sup>

1956年の国際捕鯨取締条約議定書の現状

締約政府	批准書の寄託日	加盟書の受理日	効力発生日
イスラエル			2006年6月7日 <sup>14</sup>
イタリア <sup>35</sup>			1998年2月12日 <sup>14</sup>
日本	1957年5月24日		1959年5月4日
ケニア			1981年12月2日 <sup>14</sup>
キリバス			2004年12月28日 <sup>14</sup>
韓国		1978年12月29日	1978年12月29日
ラオス			2007年5月22日 <sup>14</sup>
リトアニア		2008年11月25日	2008年11月25日
ルクセンブルク		2005年6月10日	2005年6月10日
マリ			2004年8月17日 <sup>14</sup>
マーシャル諸島			2006年6月1日 <sup>14</sup>
モーリタニア			2003年12月23日 <sup>14</sup>
メキシコ <sup>39</sup>	1959年3月9日		1959年5月4日
モナコ <sup>44</sup>		1982年3月15日	1982年3月15日
モンゴル国			2002年5月16日 <sup>14</sup>
モロッコ			2001年2月12日 <sup>14</sup>
ナウル		2005年6月15日	2005年6月15日
オランダ <sup>4,5,6,17,40</sup>	1957年12月23日		1959年5月4日 <sup>14</sup>
		1977年6月14日 <sup>7</sup>	1977年6月14日
ニュージーランド <sup>8,46</sup>	1957年6月21日 <sup>8</sup>		1959年5月4日
		1976年6月15日	1976年6月15日
ニカラグア			2003年6月5日 <sup>14</sup>
ノルウェー <sup>9,10,11,45</sup>	1957年4月15日		1959年5月4日
オマーン			1980年7月15日 <sup>14</sup>

1956年の国際捕鯨取締条約議定書の現状

締約政府	批准書の寄託日	加盟書の受理日	効力発生日
パラオ			2002年5月8日 <sup>14</sup>
パナマ <sup>13</sup>	1959年2月9日		1959年5月4日
		2001年6月12日	2001年6月12日
ペルー <sup>42</sup>		1979年12月27日	1979年12月27日
ポーランド			2009年4月17日 <sup>14</sup>
ポルトガル <sup>51</sup>		2002年5月14日	2002年5月14日
ルマニア		2008年4月9日	2008年4月9日
ロシア連邦 <sup>26</sup>	1957年7月3日		1959年4月4日
セントキッツ・ネーヴィス			1992年6月24日 <sup>14</sup>
セントルシア			1981年6月29日 <sup>14</sup>
セントビンセント及び グレナディーン諸島			1981年7月22日 <sup>14</sup>
サンマリノ <sup>43</sup>			2002年4月16日 <sup>14</sup>
サントメ・プリンシペ			2018年5月18日 <sup>14</sup>
セネガル			1982年7月15日 <sup>14</sup>
スロバキア		2005年3月22日	2005年3月22日
スロベニア		2006年9月20日	2006年9月20日
ソロモン諸島			1985年7月18日 <sup>14</sup>
			1993年5月10日 <sup>14</sup>
南アフリカ	1957年4月25日		1959年5月4日
スペイン <sup>41</sup>			1979年7月6日 <sup>14</sup>
スリナム		2004年7月14日	2004年7月14日
スウェーデン <sup>12,31</sup>	1957年6月6日		1959年5月4日
			1979年6月15日 <sup>14</sup>
スイス			1980年5月29日 <sup>14</sup>
締約政府	批准書の寄託日	加盟書の受理日	効力発生日

1956年の国際捕鯨取締条約議定書の現状

タンザニア		2008年6月23日 <sup>14</sup>
トーゴ		2005年6月15日 <sup>14</sup>
ツバル		2004年6月30日 <sup>14</sup>
グレートブリテン及び北 アイルランド連合王国 <sup>32</sup>	1957年5月23日	1959年5月4日
アメリカ合衆国 <sup>49</sup>	1957年8月30日	1959年5月4日
ウルグアイ <sup>24</sup>		1981年7月15日 <sup>14</sup> 2007年9月27日 <sup>14</sup>

---

議定書の元締約国：

カナダ <sup>16</sup>	1957年6月14日	1959年5月4日
エジプト		1981年9月18日 <sup>14</sup>
ギリシャ <sup>52</sup>		2007年5月16日 <sup>14</sup>
グアテマラ <sup>53</sup>	2006年5月16日	2006年5月16日
ジャマイカ		1981年7月15日 <sup>14,20</sup>
モーリシャス		1983年6月17日 <sup>14,21</sup>
フィリピン <sup>22</sup>		1981年8月10日 <sup>14</sup>
セーシェル <sup>28</sup>	1979年3月19日	1979年3月19日
ベネズエラ <sup>29</sup>		1991年7月11日 <sup>14</sup>

1. 国際捕鯨取締条約の現状に関するアルゼンチンの声明を参照。
2. 1965年12月27日付の国務長官への書簡により、ブラジルの臨時代理大使は、1966年6月30日に発効の条約からのブラジルの脱退を通知した。
3. 1974年1月4日に受理されたブラジルの加盟書は1956年の議定書によって改正された条約に適用される。
4. 1958年12月31日付の国務長官への書簡により、オランダ大使は、1959年6月30日より発効の条約からのオランダの脱退を通知した。

## 1956年の国際捕鯨取締条約議定書の現状

5. 1962年5月4日に受理されたオランダの加盟書は1956年の議定書によって改正された条約に適用される。
6. 1969年12月24日付の国務長官への書簡により、オランダ大使は、1970年6月30日より発効の、条約からのオランダの脱退を通知した。
7. オランダによる加盟書は、条約および1956年の議定書がヨーロッパのオランダ王国に適用されると述べている。
8. 1968年10月1日付の国務長官への書簡により、ニュージーランド大使は、1969年6月30日より発効の、条約からのニュージーランドの脱退を通知した。
9. 1958年12月29日付の国務長官への書簡により、ノルウェー大使は、1959年6月30日より発効の、条約からのノルウェーの脱退を通知した。
10. 1960年9月23日に受理されたノルウェーの加盟書は1956年の議定書によって改正された条約に適用される。
11. ノルウェー大使は1960年9月23日付の書簡によって、「条約へのノルウェー政府の継続的な加盟は、次の条件が満たされることに依存している」と、国務長官に通知した：1) オランダ政府が条約に加盟すること、2) ソビエト社会主義共和国連邦政府が、国際捕鯨委員会によって設定された総捕獲枠に対するソビエト遠征の分前の捕獲量を、7年間にわたって年間20%に制限するという、1958年11月の暫約を守ること、3) ノルウェー、日本、オランダ、英国の間で、総捕獲枠の残りの80%の分割について、妥当な期間内に合意に達すること。同時に、ノルウェー政府は、南極海域において遠洋捕鯨に従事している国々の間で、国際捕鯨委員会策定の規制が遵守されるよう、国際査察制度についての合意成立は死活的な重要性を有することを強調したい。」
12. 1979年6月15日に受理された1963年12月17日付の書簡によって、スウェーデン大使は1964年6月30日より発効の、条約からのスウェーデンの脱退を通知した。

1979年6月15日に受理された1979年6月12日付の書簡により、スウェーデン大使はスウェーデン政府が条約に加盟するとの決定を通知した。スウェーデンの加盟書は1956年の議定書によって改正された条約に適用される。
13. 1979年2月7日付の書簡により、パナマ大使館は、条約からのパナマの脱退を通知した。脱退は1980年6月30日に発効する。

2001年6月21日にパナマは条約と議定書に加盟した。
14. 1956年の議定書によって改正された条約への加盟。
15. 1981年6月1日付の書簡により、コスタリカは、立法手続きが完了するまで加盟書を撤回した。
16. 1981年6月24日付の書簡により、カナダ外務大臣は、1982年6月30日より発効の、条約からのパナマの脱退を国務省に通知した。
17. 1982年2月16日に受理された、オランダ王国外務大臣より、条約および1956年議定書の

適用がオランダ領アンティルに拡張される旨を述べる宣言。

在ワシントンのオランダ王国大使館が、国務省に 1986 年 1 月 9 日付の次の内容の外交文書を伝達した：

「オランダ王国大使館は国務省にその賀辞を呈するとともに、国務省の(国際捕鯨取締条約)の被寄託者としての権能に鑑み、次の事項について同省の配慮を謹んで要請する。

「1986 年 1 月 1 日から、オランダ領の一部であったアルバ島は、オランダ王国内の国家としての内部自治権を取得した。その結果、1986 年 1 月 1 日よりオランダ王国は 3 カ国で構成されている。すなわち、オランダ本土、オランダ領アンティルおよびアルバ。

「上記の出来事は、オランダ王国内の内部憲法関係の変更に関するものであり、王国そのものとして、国際法の下では、締結している条約の変わらぬ対象にあたるため、前述の変更は、王国が締結する条約とその適用がアルバを含むオランダ領アンティルに拡張されたことに関して、国際法による一切の影響を及ぼさない。

「したがって、これらの条約は、1986 年 1 月 1 日より、オランダ王国内の自治国としての新しい地位にあるアルバにも適用され続ける。

「前述の理由により、オランダ王国が締約国であり、1986 年 1 月 1 日からオランダ領アンティルに拡張された『国際捕鯨取締条約議定書』はオランダ王国を成す 3 つの国のすべてに適用される。

「大使館は、関係する他の締約国に上記のことを通知していただければ幸いである。

「オランダ王国大使館はこれを機会として、改めて国務省に対し最高の敬意を表す。」

在ワシントンのオランダ王国大使館が、国務省に 2010 年 10 月 6 日付の外交文書を伝達し、関連部分の内容は以下の通り：

「オランダ王国は現在、オランダ、オランダ領アンティルおよびアルバの 3 つの部分から構成されている。オランダ領アンティルは、キュラソー、シント・マルテン、ボネール、シント・ユースタティウスおよびサバの島々で構成されている。

2010 年 10 月 10 日から効力を有して、オランダ領アンティルはオランダ王国の一部として存在しなくなる。その日以降、王国は 4 つの部分で構成される：オランダ、アルバ、キュラソーおよびシント・マルテン。キュラソーとシント・マルテンは、アルバそして 2010 年 10 月 10 までのオランダ領アンティルのように、王国内において内部自治政府を享受する。

「これらの変更は、オランダ王国内の内部憲法関係の改正である。オランダ王国は、それに応じ締結されている条約の国際法の対象であり続ける。そのため、王国の構造の変更は、オランダ領アンティルのための王国によって批准された国際協定の有効性に影響を与えない。これらの協定は引き続きキュラソーおよびシント・マルテンに適用される。

「これまでオランダ領アンティルの一部であったその他の島々、すなわちボネール、シント・ユースタティウスおよびサバはオランダの一部となり「オランダのカリブ地域」を構成することになる。現在、オランダ領アンティルに適用される協定は、これらの島々にも引き続き適用される。しかし、これら協定の履行責任は、今後、オランダ政府が担うことになる。

18. 条約と議定書がドイツ連邦共和国のために効力を発するのと同じ日付に、(西)ベルリンにも適用されるものとする宣言をを伴うドイツ連邦共和国政府による加盟書。
19. 1982 年 6 月 15 日付の書簡により、ドミニカ連邦の外務省は、1983 年 6 月 30 日より発効の、条約からのドミニカ連邦の脱退を通知した。
20. 1983 年 9 月 2 日付の書簡により、ジャマイカ外務大臣は条約からのジャマイカ脱退を通知した。脱退は 1984 年 6 月 30 日より効力を発した。

## 1956年の国際捕鯨取締条約議定書の現状

21. 1987年8月27日付の書簡により、モーリシャス大使は、モーリシャスの条約脱退を通知した。脱退は1988年6月30日より発効する。
22. 1987年12月3日付の書簡により、フィリピン大使館は、フィリピン政府の条約脱退を通知した。脱退は1988年6月30日より効力を発する。
23. 1987年12月30日付の書簡により、ベリーズ大使は、ベリーズ政府の条約脱退を通知した。脱退は1988年6月30日より効力を発する。
24. 1990年10月15日付の書簡により、ウルグアイ大使館は、ウルグアイの条約脱退を通知した。脱退は1991年6月30日に効力を発する。
25. 1991年12月27日付の書簡により、アイスランド大使館は、1992年6月30日から効力を発する、アイスランドの条約脱退を通知した。
26. 1992年6月25日付けの書簡により、在ロンドンのロシア連邦大使館は国際捕鯨委員会に対し、ソビエト社会主義共和国連邦の国際捕鯨取締条約加盟はロシア連邦によって継続され、今後「ロシア連邦」という名前を使うべきであることを通知した。
27. 1993年12月8日付の書簡により、エクアドル大使館は、1994年6月30日から効力を発する、エクアドルの条約脱退を通知した。
28. 1994年4月18日付けで、1994年6月3日にアメリカ政府に受理された書簡により、セイシェル政府が在ビクトリアの大使館に、条約から脱退する意向を伝えた。1956年の議定書によって改正された条約からの脱退は1995年6月30日から発効する。
29. 1998年2月18日付で、1988年2月22日にアメリカ政府に受理された書簡により、ベネズエラ政府が条約から脱退する意向を通知した。1956年の議定書によって改正された条約からの脱退は1999年6月30日に発効した。
30. 2001年6月8日、アイスランドは、捕鯨条約の附表の第10項(e)の留保を付する条約および1956年議定書への加盟書を寄託した。その寄託機能の遂行において、米国は、2001年6月11日付けの書簡により、捕鯨条約の締約国にアイスランドの行動について通知した。2001年7月22日、国際捕鯨委員会の第53回総会において、(19の賛成投票、反対なし、3の棄権、16カ国の不参加で)委員会がアイスランドの留保を認めないことを決定した。委員会のその後の投票では、アイスランドをオブザーバーとして認識し続ける(賛成18、反対16、棄権4)ことを決定した。

2002年5月14日に、アイスランドは、捕鯨条約附表の第10項(e)の留保を付する条約および1956年議定書への加盟書を寄託した。この加盟書には、アイスランドの外務省が提供した英訳文では、次の声明が含まれている：

「アイスランド政府は、上記の留保にかかわらず、国際捕鯨委員会での改定管理方式についての交渉において進展がなされている限り、アイスランドの船舶による商業目的のための捕鯨を承認しない。ただし、附表の第10項(e)に含まれる商業目的のための捕鯨の、いわゆるモラトリアムについて、改定管理方式が完了後の合理的な期間内にそれが解除されない場合、この限りではない。

「いかなる状況下においても、商業目的のための捕鯨は、確かな科学的根拠と効果的な管理及び実施計画なしに認可されることはない。」

寄託機能の遂行において、米国はこの情報を条約締約国に回覧した。2002年5月20日に、第54回国際捕鯨委員会総会の際、委員会は（賛成25票、反対20票によって）、アイスランドの留保を認めないことを決定した。

2002年10月10日に、アイスランドは、2001年6月8日および2002年5月14日に寄託した加盟書に含まれるのと同じの捕鯨条約附表の第10項(e)の留保を付する条約および1956年議定書への、もう一つの加盟書を寄託した。この加盟書には、アイスランドが提供した英訳文では、次の声明が含まれている：

アイスランド政府は、上記〔の留保〕にかかわらず、2006年前までに商業目的のための捕鯨を承認しないこととし、それ以後、国際捕鯨委員会での改定管理方式についての交渉において進展がなされている限り、このような捕鯨を承認しない。ただし、附表の第10項(e)に含まれる商業目的のための捕鯨の、いわゆるモラトリアムについて、改定管理方式が完了後の合理的な期間内にそれが解除されない場合、この限りではない。

いかなる状況下においても、商業目的のための捕鯨は、確かな科学的根拠と効果的な管理及び実施計画なしに認可されることはない。

寄託者は、2002年10月14日に英国のケンブリッジで開催された第5回国際捕鯨委員会特別会合の出席加盟国に、アイスランドの行動を伝えた。アイスランドの留保を認めないとともにアイスランドをオブザーバーとして承認するとの第53回委員会総会での決定に拘束されるという議長の判断への挑戦投票において委員会は（19対18票によって）その判断を支持しないことを決定した。

31. 2002年11月27日に受理された2002年11月26日付けの書簡により、スウェーデン政府は、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
32. 2002年12月16日に受理された2002年12月5日付けの書簡により、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国は、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
33. 2003年1月7日に受理された2002年12月13日付けの書簡により、フランスは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
34. 2003年2月3日付で、同日受理された書簡により、ドイツは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
35. 2003年2月5日に受理された2002年12月6日付けの書簡により、イタリアは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。イタリアによる異議申立は関連する部分で次のように述べている。「・・・アイスランドは、その留保のため、条約の締約国として、かつIWCの加盟国としてもみなすことはできない。」
36. 2003年2月5日付で、同日受理された書簡により、オーストラリアは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
37. 2003年2月5日に受理された2003年1月31日付けの書簡により、ブラジルは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
38. 2003年2月6日付で、同日受理された書簡により、アルゼンチンは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。

39. 2003年2月14日に受理された2003年2月10日付の書簡により、メキシコは2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。メキシコによる異議申立は関連する部分で次のように述べている。「・・・その留保のため、アイスランドは、メキシコに関する限りにおいて、条約の加盟国として、また国際捕鯨委員会（IWC）のメンバーとしても見なされることはない。」
40. 2003年2月26日に受理された2003年2月12日付の書簡により、オランダは2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
41. 2003年3月6日に受理された2003年2月4日付の書簡により、スペインは2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
42. 2003年3月11日に受理された2003年2月5日付の書簡により、ペルーは2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
43. 2003年3月17日に受理された2003年3月13日付の書簡により、サンマリノ共和国の外務省は2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
44. 2003年3月24日に受理された2003年2月13日付の書簡により、モナコ公国の外務省は2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
45. 2003年3月26日に受理された2003年3月25日付の書簡により、ノルウェー王国大使館はアイスランドの国際捕鯨委員会加盟に対するノルウェー政府の立場を伝えた。書簡は関連する部分で次のように述べている。

「ノルウェー政府の立場は、国際捕鯨委員会（IWC）の管轄機関がすでに、アイスランドのIWC加盟に関して決定を下したことであり、1969年5月23日の条約法に関するウィーン条約の第20条3項の原則に則り、全てのIWC締約国に対して拘束力がある。アイスランドの加盟を受け入れるという2002年10月14日の第5回IWC特別会合の決定は、全てのIWC締約国が留保付けられているような留保のままアイスランドをIWCの締約国として完全に認めることを義務付けており、ノルウェーはこの決定に対するあらゆる全ての異議申立を法的な効果がないものとみなす。

「ノルウェー政府は、上記決定に従って行動することを保証するとともにその正当性を疑う試みに反対する。」

46. 2003年4月23日に受理された2003年4月17日付の書簡により、（在米）ニュージーランド大使館はアイスランドの国際捕鯨委員会加盟に対するニュージーランド政府の立場を伝えた。書簡は関連する部分で次のように述べている。

「ニュージーランド政府の見解では、この留保は条約で認められていない。さらに、ニュージーランド政府は、この留保は条約の目的および目標と相容れないものであり、法的効力はないと考える。したがって、ニュージーランドは、ニュージーランドとアイスランドの間で条約が有効であると認識していない。」

47. 2003年5月23日に受理された2003年5月6日付の書簡により、チリ共和国の外務省は

2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。チリによる異議申立は関連する部分で次のように述べている。「チリ政府は、・・・留保に関して異議申立を表明するとともに、これは、1986年に国際捕鯨委員会によって承認された条約の附表ないし附属書の時期尚早な提示であり、これは認められないものであると宣言する。」(チリ外務省が提供する非公式翻訳)

48. 2003年5月15日付で、2003年5月30日に受理された書簡により、フィンランド政府は、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
49. アメリカ合衆国は、2003年5月27日付の回状書簡により、条約の締約国としての立場で、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
50. 2003年5月19日付で、2003年6月4日に受理された書簡により、アイスランドの外務省は、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保についてのスウェーデンの異議申立に関する見解を伝えた。アイスランド外務省の書簡は関連する部分で次のように述べている。

「(スウェーデン大使館の)・・・書簡は、スウェーデン政府による異議申立はアイスランドとスウェーデンとの間での条約の効力発生を妨げるものではないと明言している。しかし、書簡には次の結論も含まれている。『アイスランドは留保の恩恵を受けることなく、条約全体が発効する。』

「この結論は国際法に根拠がない。慣習国際法を反映した、条約法に関するウィーン条約の第21条第3項によると、『留保に反対する国家は、それ自体と留保国との間での条約の発効に反対していない場合、留保が関連する規定は、留保の範囲において両国の間で適用されるものではない。』

「したがって、国際捕鯨取締条約は、アイスランドの留保が関係する条約に添付されている附表の第10項(e)を除いて、アイスランドとスウェーデンの間で発効している。」

51. 2003年5月15日付で、2003年6月16日に受理された書簡により、ポルトガル政府は2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
61. 2012年12月19日付の書簡により、ギリシャ大使館は、2013年6月30日より効力を発する、条約からのギリシャの脱退を通知した。
62. 2016年12月26日付の書簡により、グアテマラの副外務大臣は、2017年6月30日より効力を発する、条約からのグアテマラの脱退を通知した。

国務省、  
ワシントン、2018年5月25日。